児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

条例への委任の類型

従：従うべき基準　参：参酌すべき基準

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 （厚生労働省令）	条例への 委任の類型	川越市の考え方
最低基準の目的・向上（第2条・第3条）	参	本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、現在の国の基準を用いて、川越市の基準とすることとした。
最低基準と家庭的保育事業者等（第4条）	参	
家庭的保育事業者等の一般原則（第5条）	参	
保育所等との連携（第6条）	従	
家庭的保育事業者等と非常災害（第7条）	参	
家庭的保育事業者等の職員の一般的用件・知識及び技能の向上等（第8条・第9条）	参	
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準（第10条）	従	
利用乳幼児を平等に取り扱う原則・虐待等の禁止（第11条・第12条）	従	
懲戒に係る権限の濫用禁止（第13条）	従	
衛生管理等（第14条）	参	
食事（第15条）	従	
食事の提供の特例（第16条）	従	
利用乳幼児及び職員の健康診断（第17条）	参	
家庭的保育事業者等内部の規程（第18条）	参	
家庭的保育事業者等に備える帳簿（第19条）	参	
秘密保持等（第20条）	従	
苦情への対応（第21条）	参	
家庭的保育事業		家庭的保育事業については、本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、現在の国の基準を用いて、川越市の基準とすることとした。
設備の基準（第22条） 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設ける 部屋の面積　9．9㎡ （乳幼児が3人を超える場合は1人につ3．3㎡加える） 採光、照明、換気設備 調理設備・便所 屋外での遊戯等に適した広さの庭 庭の面積　満2歳以上の幼児数×3．3㎡ 火災報知機・消火器の設置、消火訓練・避難訓練の実施	参 （調理設備のみ従うべき基準）	
職員（第23条） ・家庭的保育者 1人につき乳幼児3人まで （家庭的保育補助者とともに保育する場合は5人まで） ・嘱託医 ・調理員	従	
保育時間（第24条）	参	
保育の内容（第25条）	従	
保護者との連絡（第26条）	参	

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 （厚生労働省令）	条例への 委任の類型	川越市の考え方
小規模保育事業		
区分（第27条）	従	
小規模保育事業A型		小規模保育事業A型・B型における保育室または遊戯室の面積については、現行家庭保育室の面積基準に従うこととした。（保育室または遊戯室の面積については、幼児1人につき3．3㎡）
設備の基準（第28条） 乳児・満2歳に満たない幼児を利用させる場合 乳児室またはほふく室・調理設備・便所 乳児室またはほふく室の面積 乳児または満2歳に満たない幼児数×3．3㎡ 満2歳以上の幼児を利用させる場合 保育室または遊戯室・屋外遊戯場・調理設備・便所 **保育室または遊戯室の面積　幼児数×1．98㎡** 屋外遊戯場の面積　幼児数×3．3㎡	 従 参 従 参 参	
職員（第29条） ・保育士　乳児　3人につき1人 満1歳以上満3歳未満の園児　6人につき1人 満3歳以上満4歳未満の園児　20人につき1人 満4歳以上の園児　30人につき1人 上記の基準＋1人配置 ・嘱託医 ・調理員	従	設備の基準以外の項目については、本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、現在の国の基準を用いて、川越市の基準とすることとした。
第24条～第26条について準用（第30条）		
小規模保育事業B型		
職員（第31条） ・保育士または研修を修了した者（1／2以上は保育士） 乳児　3人につき1人 満1歳以上満3歳未満の園児　6人につき1人 満3歳以上満4歳未満の園児　20人につき1人 満4歳以上の園児　30人につき1人 上記の基準＋1人配置 ・嘱託医 ・調理員	従	
第24条～第26条、第28条について準用（第32条）		

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 （厚生労働省令）	条例への 委任の類型	川越市の考え方
小規模保育事業C型		小規模保育事業C型については、本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、現在の国の基準を用いて、川越市の基準とすることとした。
設備の基準（第33条） 乳児・満2歳に満たない幼児を利用させる場合 乳児室またはほふく室・調理設備・便所 乳児室またはほふく室の面積 乳児または満2歳に満たない幼児数×３．３㎡ 満2歳以上の幼児を利用させる場合 保育室または遊戯室・屋外遊戯場・調理設備・便所 保育室または遊戯室の面積　幼児数×３．３㎡ 屋外遊戯場の面積　幼児数×３．３㎡	従 参 従 参 参	
職員（第34条） ・家庭的保育者 １人につき乳幼児３人まで （家庭的保育補助者とともに保育する場合は5人まで） ・嘱託医 ・調理員	従	
利用定員（第35条） 第24条～第26条についての準用（第36条）	従	

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 （厚生労働省令）	条例への 委任の類型	川越市の考え方
居宅訪問型保育事業		居宅訪問型保育事業については、本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、現在の国の基準を用いて、川越市の基準とすることとした。
居宅訪問型保育事業（第37条）	従	
設備及び備品（第38条）	参	
職員（第39条） ・家庭的保育者　1人につき乳幼児1人	従	
居宅訪問型連携施設（第40条）	従	
第24条～第26条についての準用（第41条）		
事業所内保育事業（利用定員20人以上）		事業所内保育事業（利用定員20人以上）における乳児室及びほふく室については、保育所における基準について、川越市独自の上乗せをしていることから、保育所の基準と同様とした。（乳児室またはほふく室については、0歳児1人につき5㎡、1歳児1人につき3．3㎡） ただし、市長が適当と認める場合、0歳児1人につき3．3㎡とすることができる。
利用定員の設定（第42条）	参	
設備の基準（第43条） 乳児・満2歳に満たない幼児を利用させる場合 乳児室またはほふく室・調理室・便所	従	
乳児室の面積　乳児または満2歳に満たない幼児数×1．65㎡	参	
ほふく室の面積　乳児または満2歳に満たない幼児数×3．3㎡	参	
満2歳以上の幼児を利用させる場合 保育室または遊戯室・屋外遊戯場・調理室・便所	従	
保育室または遊戯室の面積　幼児数×1．98㎡	参	設備の基準以外の項目については、本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、現在の国の基準を用いて、川越市の基準とすることとした。
屋外遊戯場の面積　幼児数×3．3㎡	参	
職員（第44条） ・保育士または研修を修了した者 乳児　3人につき1人 満1歳以上満3歳未満の園児　6人につき1人 満3歳以上満4歳未満の園児　20人につき1人 満4歳以上の園児　30人につき1人 ・嘱託医 ・調理員	従	
連携施設に関する特例（第45条）	従	
第24条～第26条についての準用（第46条）		
事業所内保育事業（利用定員19人以下） 職員（第47条） ・保育士または研修を修了した者（1／2以上は保育士） 乳児　3人につき1人 満1歳以上満3歳未満の園児　6人につき1人 満3歳以上満4歳未満の園児　20人につき1人 満4歳以上の園児　30人につき1人 上記の基準＋1人配置 ・嘱託医 ・調理員	従	事業所内保育事業（利用定員19人以下）における保育室または遊戯室の面積については、現行家庭保育室の面積基準に従うこととした。（保育室または遊戯室の面積については、幼児1人につき3．3㎡） 設備の基準以外の項目については、本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、現在の国の基準を用いて、川越市の基準とすることとした。
第24条～第26条、第28条について準用（第48条）		
経過措置（附則第2条～第5条）	従	